

(申請者) 様

札幌市長

札幌市森林整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった札幌市森林整備事業補助金については、次のとおり承認交付することに決定したので、札幌市森林整備事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

1 補助金の対象事業及び交付決定額の概要

補助対象事業	事業量 (予定量)	補助対象額 (予定額)	補助金の額 (予定額)
(1) 森林調査	ha (うち、市が調査済み ha)	円	円
(2) 間伐	ha	円	円
(3) 森林作業道整備	m	円	円
(4) 林業機械レンタル	ヶ月	円	円
合計		円	円

※補助金の額の詳細な内訳については別紙のとおり。

- この補助金に関する法令、交付要綱及びこの決定通知に従わなければなりません。
- この補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額 (補助対象額に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率などを乗じて得た金額をいう。以下同じ。) が確定した場合には、様式7によりその金額を速やかに札幌市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月15日までに札幌市長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに札幌市長に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 補助対象事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助対象事業等に要した費用とそれ以外の費用とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助対象事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消

し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

- (1) 補助条件に違反したとき又は補助条件を満たさなくなったとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき又は事業実績報告を行ったとき
 - (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
 - (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき
- 6 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による率で計算した違約延滞金を札幌市に納付しなければなりません。
- 7 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は札幌市の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 8 補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助対象事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ札幌市長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。
- ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、札幌市長と協議することができます。
- 9 保育等成林に必要な保育管理その他札幌市長が必要と認める事項を遵守しなければなりません。
- 10 補助対象者申請者以外の者が補助金を代理受領する場合は、全額、補助対象者に直接交付しなければなりません。ただし、当該造林地の森林保険料、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができます。